

## 「保護林制度等に関する有識者会議」開催要領

### 第1 趣旨

国有林における保護林は、大正4年に学術研究等を目的に保護林制度が発足して以来、原生的な天然林や貴重な動植物種の保全等に重要な役割を担ってきたところである。このような中、近年の森林の生物多様性保全機能に対する国民の認識の高まりや、学術的な知見が蓄積されてきたことを踏まえ、現在の保護林の設定状況や保全管理状況における課題等を点検・整理するため、学識経験者等を構成員とする「保護林制度等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

### 第2 委員

委員は、学識経験者等から林野庁長官が委嘱する。

### 第3 座長

- (1) 有識者会議の座長は、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は議事を運営する。
- (3) 座長は有識者会議の承諾を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。

### 第4 運営

- (1) 有識者会議は、必要に応じ、委員の出席を求める。
- (2) 有識者会議は、原則公開とする。ただし、有識者会議の運営に支障があると認められる場合には、座長は有識者会議を非公開とすることができる。
- (3) 有識者会議の議事概要等については、農林水産省のホームページにより公開する。
- (4) その他、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

### 第5 旅費・謝金について

有識者会議の委員には、旅費及び謝金を支払う。

### 第6 事務局

有識者会議に関する庶務は、林野庁経営企画課において行う。